

返戻金制度について

採用決定者が就業開始後、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇となった場合、当金庫が求人者の定めにより、報酬の一部を下記の通り返還します。

なお、求人者と当金庫の契約において下記と異なる取り決めをする場合があります。

入社日より1箇月以内の退職の場合	成功報酬の80%
入社日より1箇月超3箇月以内の退職の場合	成功報酬の50%
入社日より3箇月超6箇月以内の退職の場合	成功報酬の5%